

# 性教育の手引

平成 31 年 3 月  
東京都教育委員会



## はじめに

近年、社会環境の変化や情報化社会の進展など、児童・生徒を取り巻く環境が変化する中、学校においては性情報の氾濫、未成年者の性感染症や人工妊娠中絶の未然防止、性自認・性的指向等への正しい理解など、様々な課題に対し、適切に対応する必要があります。

学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環として、「生命の尊重」、「人格の尊重」、「人権の尊重」などの根底を貫く人間尊重の精神に基づいて行われます。学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、性情報の氾濫等の現代的な課題を踏まえながら、保護者の理解を得て必要な指導を行っていくことなど、丁寧な対応が必要です。そのため、各学校において、校内全ての教職員で共通認識を図り、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、性教育に取り組むことが重要です。

今回、東京都教育委員会では、平成 29 年小・中学校、平成 30 年高等学校学習指導要領改訂の機会を捉え、その趣旨を踏まえるとともに、現代的な課題にも対応できるよう、平成 16・17 年に発行した「性教育の手引」を改訂することとしました。各学校におかれましては、性教育の基本的な考え方や指導事例等を十分に理解し、教職員の共通認識の下、家庭・地域とも連携を図りながら、適切な性教育の実施に向けて本手引を御活用くださいますようお願いいたします。

最後に、本手引の改訂に際し、御協力いただいた方々に、心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

東京都教育委員会

# 目 次

はじめに

## 第1章 基礎編

### I 「性教育の手引」の改訂に当たって

1 改訂の経緯	6
2 改訂の基本方針	6
3 性をめぐる現代的な課題	7

### II 学習指導要領における性教育の取扱い

1 学習指導要領における位置付け	11
2 学習指導要領に基づく指導の工夫	16

### III 学校における性教育の基本的な考え方

1 性教育の意義	17
2 性教育において育成を目指す資質・能力	17
3 学校における性教育の内容	18

### IV 学校における性教育の進め方

1 学校における性教育の推進体制	19
2 指導計画の作成	21
3 家庭・地域社会との連携	23
4 性教育を進める上での留意点	24

### V 性教育（中学校）の実施状況調査結果

1 平成30年度 性教育の教育課程上の位置付け	26
2 性教育に関する状況（管理職の意識調査）	26
3 避妊法や人工妊娠中絶等、中学校学習指導要領に示されていない内容の授業での指導	27
4 平成30年度 性教育に関する外部講師の活用状況	27

### VI 産婦人科医等（外部講師）による授業の実施

1 実施に向けた手順例	28
2 実施に向けた留意点	28
3 保護者会等で配布する通知例	29
4 授業後の生徒・保護者アンケート結果	32

### VII 参考資料

1 「生命尊重」の指導	34
2 性同一性障害等に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応について	37

## 第2章 実践編【小学校】

小学校 性教育に関する主な学習内容	41
-------------------	----

### <指導事例>

1 「からだをきれいにしよう」	【第1学年：特別活動】	42
2 「自分自身の生活や成長の振り返り」	【第2学年：生活科】	44
3 「これからの成長への願いをもつ」	【第2学年：生活科】	46
4 「生命の尊さ」	【第1学年：特別の教科 道徳】	48
5 「大きくなってきたわたし（思春期にあらわれる変化）」	【第4学年：体育科】	50
6 「よりよく育つための生活」	【第4学年：体育科】	54
7 「宿泊的行事前の保健指導（男子編）」	【第5学年：特別活動】	56

8 「宿泊的行事前の保健指導（女子編）」	【第5学年：特別活動】	58
9 「不安や悩みへの対処」	【第5学年：体育科】	60
10 「犯罪被害防止」	【第5学年：体育科】	62
11 「感染症の予防」	【第6学年：体育科】	64
12 「軽い気持ちのID交換から…」	【第6学年：特別活動】	66
13 「男女の友情」	【第6学年：特別の教科 道徳】	68

### 第3章 実践編【中学校】

中学校 性教育に関する主な学習内容		73
＜指導事例＞		
1 「生殖に関わる機能の成熟」	【第1学年：保健体育科】	74
2 「異性の尊重と性情報への対処」	【第1学年：保健体育科】	76
3 「男女相互の協力」（合唱コンクールに向けて）	【第1学年：特別活動】	78
4 「性情報への対応・性犯罪被害の防止」	【第2学年：特別活動】	80
5 「異性との人間関係を深めるには」	【第2学年：特別の教科 道徳】	82
6 「自分の命を精一杯生ききる」	【第3学年：特別の教科 道徳】	84
7 「エイズの予防」	【第3学年：保健体育科】	86
8 「大人計画（多様な生き方）」	【第3学年：特別の教科 道徳】	88

### 第4章 実践編【高等学校】

高等学校 性教育に関する主な学習内容		93
＜指導事例＞		
1 「性感染症・エイズとその予防」	【第1学年：保健体育科】	94
2 「性意識と性行動の選択」	【第2学年：保健体育科】	96
3 「妊娠・出産と健康」	【第2学年：保健体育科】	98
4 「家族計画と人工妊娠中絶」	【第2学年：保健体育科】	100
5 「自分らしく生きる・共に生きる」	【第1学年：家庭科】	102
6 「SNS利用によって生じるトラブル」	【第1学年：情報科】	104
7 「これからの人生とパートナー」	【第1学年：特別活動】	106

### 第5章 実践編【特別支援学校】

＜特別支援学校における性教育＞		111
特別支援学校（小学校・中学校・高等学校に準ずる教育課程） 性教育に関する主な学習内容		116
特別支援学校（知的障害特別支援学校、知的障害を併せ有する教育課程及び自立活動を主とする教育課程） 性教育に関する主な学習内容		117
＜指導事例＞		
1 「健康診断を受けよう」	【(準)小学部第1学年：特別活動】	118
2 「ストレスへの対処」	【(準)中学部第1学年：保健体育科】	120
3 「宿泊的行事の事前学習－風呂に入ろう－」	【(知)小学部第4学年：生活単元学習】	122
4 「健康や体の変化の理解」	【(知)小学部高学年：体育科】	124
5 「自分らしさをみつけよう」	【(知)中学部第1学年：特別活動】	126
6 「リラックスしよう」	【(知)中学部第1学年：特別活動】	128
7 「身だしなみを整えよう」	【(知)中学部第2学年：職業・家庭科】	130
8 「自分や他者がかけがえない存在であることを発見しよう」	【(知)高等部全学年：特別活動】	132
9 「友達と関わるときのマナーやルールを考えよう」	【(知)高等部全学年：特別活動】	134
10 「SNSの安全な使い方」	【(知)高等部第1学年：特別活動】	136



# 第 1 章

## 基礎編

# I 「性教育の手引」の改訂に当たって

## 1 改訂の経緯

近年、社会環境の変化や情報化社会の進展により、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化しています。インターネット上には性に関する情報が氾濫し、様々な情報を容易に入手できるとともに、SNS<sup>1</sup>等を介して性犯罪に巻き込まれることもあります。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も課題となっています。さらに、性自認・性的指向等の児童・生徒への指導については、学校生活を送る上で正しい理解に基づいて、児童・生徒一人一人の心情等に配慮した個別の支援が必要です。

また、平成29年及び平成30年に学習指導要領が改訂され、これからの社会を生き抜く児童・生徒に求められる資質・能力が、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に整理されました。そして、社会に開かれた教育課程を編成すること、カリキュラム・マネジメントを確立し、教科等横断的な視点から教育活動を改善すること、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行うことなど、改訂の重点が示されました。

これらのことを踏まえ、東京都教育委員会は性教育における重点的な内容や配慮すべき事項を整理し、平成16・17年に発行された「性教育の手引」を改訂することとしました。

## 2 改訂の基本方針

以下の方針に沿って改訂を行いました。

学習指導要領改訂の基本方針	「性教育の手引」改訂の基本方針
①今回の改訂の基本的な考え方 ・「社会に開かれた教育課程」の重視 ・確かな学力の育成 ・豊かな心や健やかな体の育成	①今回の改訂の基本的な考え方 ・性をめぐる課題について、児童・生徒に求められる資質・能力を検討 ・性に関する基本的な知識の習得 ・体育・健康に関する指導の充実
②育成を目指す資質・能力の明確化 ・知識及び技能 ・思考力、判断力、表現力等 ・学びに向かう力、人間性等	②心身の健康の保持増進において育成を目指す資質・能力 ・健康な生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能 ・自らの健康を適切に管理し、改善していく力、健康に係る情報を収集し、意思決定・行動選択していく力等 ・健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等
③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進	③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導の工夫
④各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進	④性をめぐる課題に対応して、求められる資質・能力の育成に向けた教科等横断的な学習の充実

また、今回の改訂においては、他の校種における指導事例を参考として活用できるよう1冊に取りまとめました。手引は、基礎編と実践編の二部構成とし、基礎編は各校種に共通する内容、実践編は「小学校編」、「中学校編」、「高等学校編」、「特別支援学校編」

<sup>1</sup> SNS (social networking service) とは、インターネット上の会員制サービス的一种。友人・知人のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。



それぞれの校種の発達の段階に応じて、生物的側面、心理的側面及び社会的側面に加え、生命尊重の四つの側面から指導事例等を示しました。

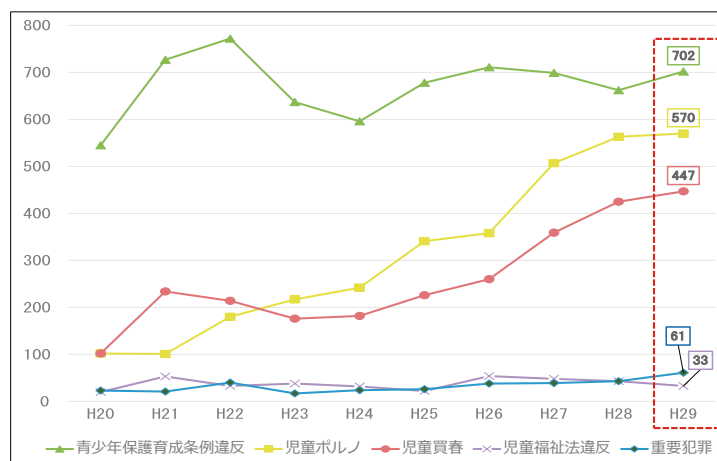
### 3 性をめぐる現代的な課題

#### (1) 情報化の進展に伴う課題

インターネットやスマートフォン等の普及により、性に関する情報が氾濫し、様々な情報をいつでも容易に入手できるようになりました。しかし、その情報が必ずしも正しいとは限りません。学校において、児童・生徒一人一人が性に関する基本的な知識を身に付けることができるようにするとともに、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育むことが課題となっています。

また、インターネットを介して、不特定多数の人と交流することにより、児童・生徒が性被害に遭う事例も増加しています。「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（いわゆる出会い系サイト規制法）」の改正（平成20年度警察庁）に伴い、出会い系サイトに起因する被害に遭う子供は減少傾向にあります。その反面、SNSを介して被害に遭う児童・生徒が急増しています。平成29年に、SNS等を通じて児童買春や児童ポルノ等の被害に遭った児童・生徒は、全国で過去最多の1,813人（前年比+77人）でした。

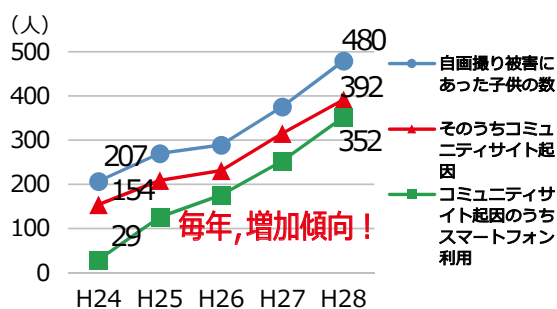
● 罪種別の被害児童数の推移（SNS）



（警察庁のホームページ）

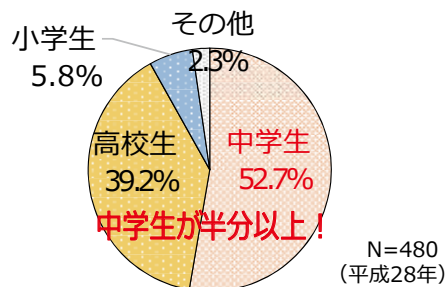
さらに、平成29年に、児童ポルノ事犯の自画撮り被害<sup>2</sup>に遭った児童・生徒は全国で515人（前年比+35人）であり、増加傾向にあります。そのうち、自画撮り被害に遭った児童・生徒の半数は中学生でした。一度流出した画像等は完全に削除することが困難で、取り返しのつかない被害につながってしまう場合もあります。

● 自画撮り被害に遭った児童・生徒の数



毎年、増加傾向！

● 自画撮り被害に遭った児童・生徒の内訳



中学生が半分以上！

N=480 (平成28年)

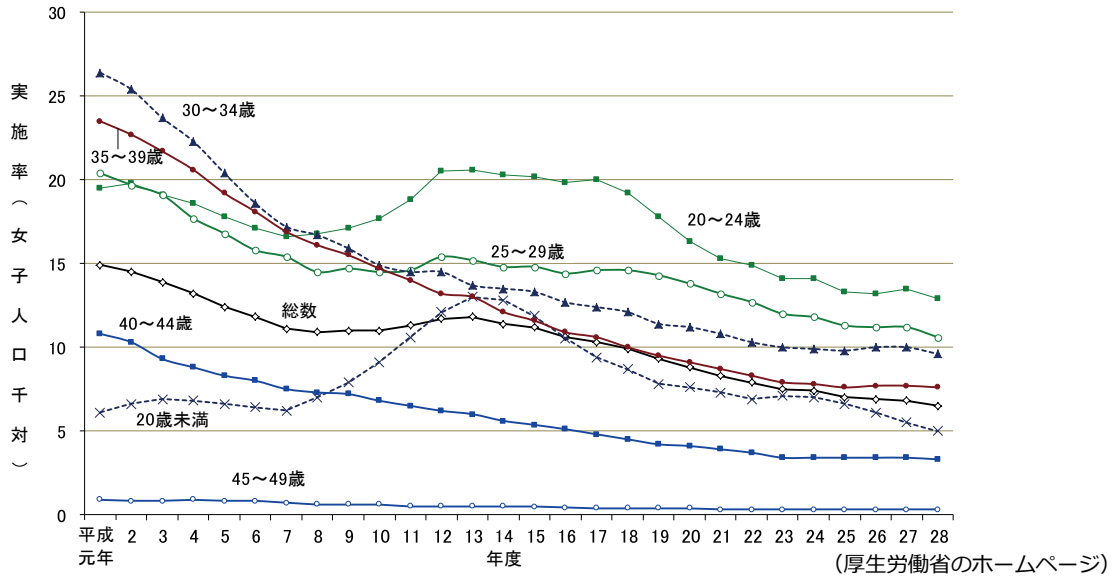
（警察庁のホームページ）

<sup>2</sup> 「自画撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして、子供が自分の裸を撮影させられた上、SNS等で送信せられる被害を指す。

(2) 妊娠・出産に伴う課題

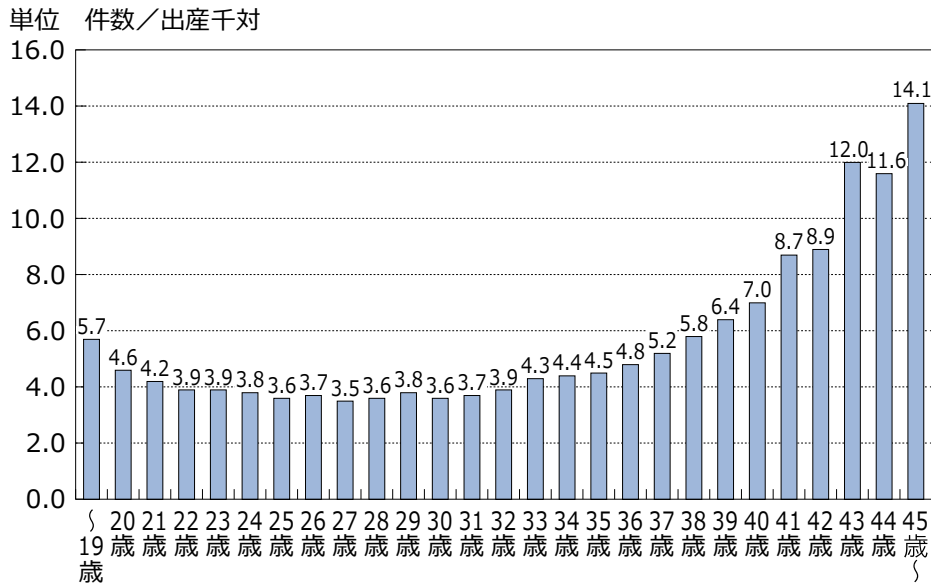
人工妊娠中絶実施率は、近年各年代で減少傾向ですが、20代前半が最も高く、10代でも一定数が見られます。10代での人工妊娠中絶は心身の健康に様々な影響をもたらすことも少なくありません。

●年齢階級別にみた人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）



また、年齢別にみた周産期死亡率によると、20歳未満や30代後半以降で高くなっています。年齢と妊娠・出産のリスクには関連があることについても、あらかじめ理解しておく必要があります。

●年齢別にみた周産期死亡率（平成19～23年の平均値）



（健康な生活を送るために（平成30年度版）【高校生用】文部科学省）

一方で、不妊治療を受ける人も年々増加しています。

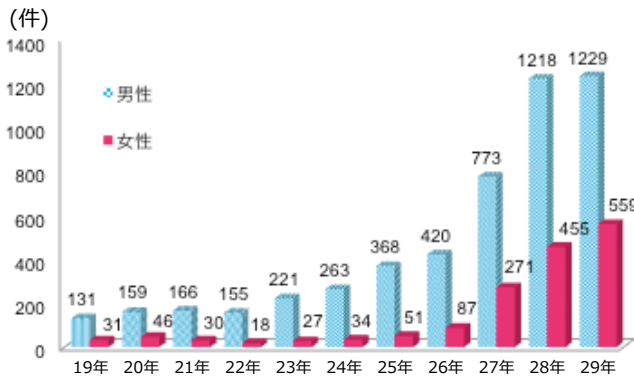
一人一人が、妊娠、出産等に関する正しい知識を身に付けるとともに、主体的に将来のライフプランを考え、適切な行動選択ができるようにすることが大切です。

(3) 性感染症に関する課題

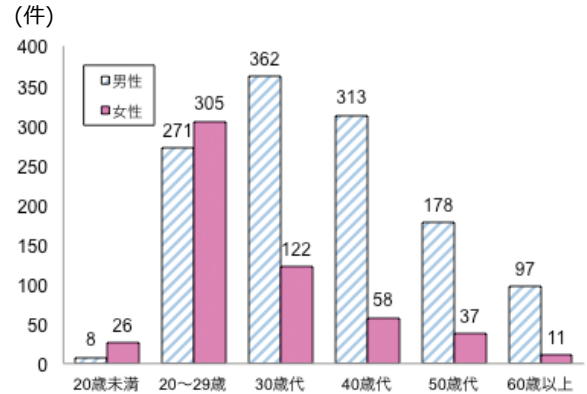
平成22年以降、梅毒の報告数が増加を続けています。中でも、女性は20代、男性は20～40代で多くなっています。

多くの性感染症には自覚症状がなく、不妊症や流早産・死産の原因になったり、胎児にも感染したりすることもあるので注意が必要です。

●東京都の梅毒患者報告数



●東京都の男女別・年齢別梅毒患者報告数



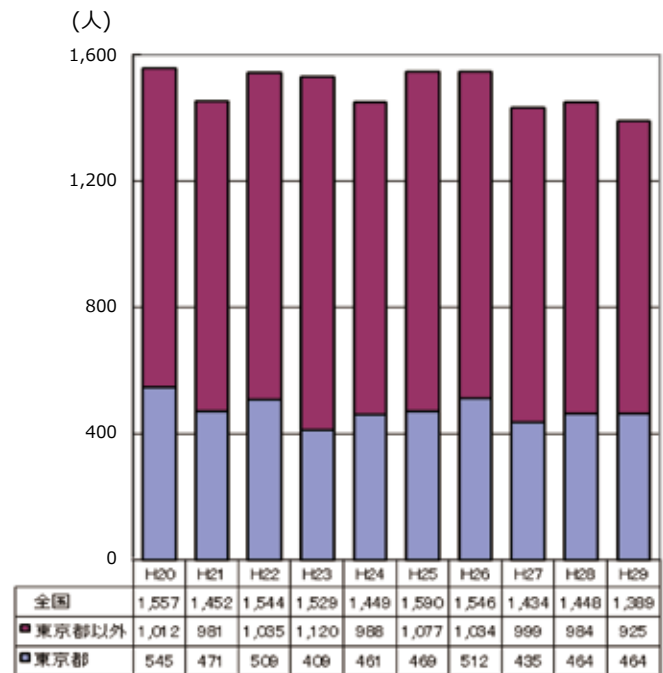
(東京都福祉保健局のホームページ)

日本におけるHIV感染者・エイズ(AIDS)<sup>3</sup>患者の新規報告者数は、平成19年以降横ばいの傾向にありますが、HIV感染者は20～30代の若い世代に多い状況があります。

現在では、早期発見と適切な治療を続けることでコントロールできる病気になりましたが、いまだに誤解や偏見、差別を受けることもあり、課題となっています。

そのため、児童・生徒がそれらの疾病概念等について理解するとともに、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法を身に付けることが大切です。

●新規HIV感染者・AIDS患者報告者数の年次推移



(年)  
(東京都福祉保健局のホームページ)

<sup>3</sup> エイズ (AIDS:Acquired Immuno Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群) とは、HIV (人免疫不全ウイルス) に感染し、病気を発症した状態である。

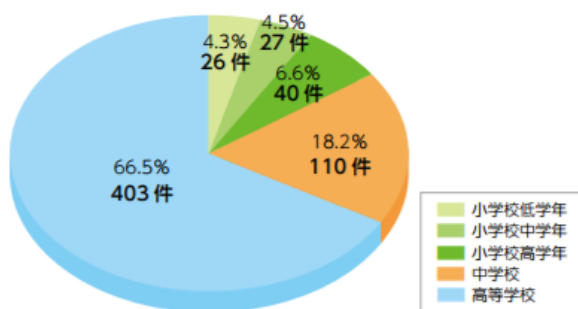
(4) 性同一性障害等に関する正しい理解

性同一性障害とは、生物的な性と性別に関する自己意識が一致せず、違和感や嫌悪感が続く状態を指します。学校生活を送る上で個別の支援が必要な場合があることから、児童・生徒一人一人の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。

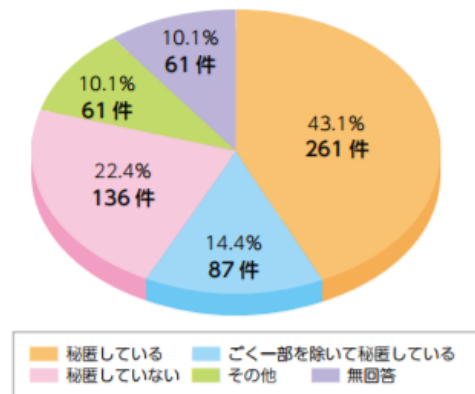
平成26年6月に文部科学省が公表した「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」結果によると、学校で性同一性障害に関する教育相談等<sup>4</sup>に対応した事例として、全国から606件の報告がありました。全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関して個別対応がなされています。

多様な性の在り方については、まず、教職員が偏見等をもつことなく、児童・生徒に対する対応等の在り方について理解を深めることが必要です。文部科学省は、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を発行し、教職員の理解を促しています。

●学校における性同一性障害に関する教育相談等の報告件数



●他の児童・生徒や保護者に対する取扱



●学校生活の各場面での支援の例について<sup>5</sup>

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体育着の着用を認める。
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める。(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童・生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める。(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	一人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

※人権教育プログラム(学校教育編)(東京都教育委員会 平成31年3月)のp83からの事例やp163からの参考資料を参照し、性的指向・性自認に係る児童・生徒にきめ細かに対応する。

<sup>4</sup> 「性同一性障害に関する教育相談等」とは、児童・生徒本人が性別違和感をもち、かつ児童・生徒本人又は保護者が性同一性障害であるとの認識を有している場合であって、「児童・生徒又は保護者がその児童・生徒本人の自己認識を学校の教職員に開示している」等の場合としている。本調査では、児童・生徒が望まない場合は回答を求めないこととしており、該当する事例の実数を表しているものではない。

<sup>5</sup> 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)の別紙から

## Ⅱ 学習指導要領における性教育の取扱い

### 1 学習指導要領における位置付け

学習指導要領及び解説では、性教育に関する内容について次のように示されています。性を含めた健康に関する指導は、児童・生徒の実態や課題に応じて、教育活動全体を通じて各教科等において、関連付けて指導することになっています。

#### (1) 総則

【小学校学習指導要領(平成29年3月)第1章 総則 第1の2(3)】※中学校、高等学校においても同様

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

#### 【小学校学習指導要領解説 総則編(平成29年7月)抜粋】

健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。

(略)

さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童が適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。なお、児童が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、第1章総則第4の1(1)に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、体育科の時間だけではなく家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実に努めることができる。

各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを用いて児童の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。

また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。



さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、生徒が健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等の指導が一層重視されなければならない。なお、生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、総則第4の1の(1)（高等学校は第1章総則第5款1(1)）に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

●指導の充実

指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切です。

●児童・生徒が身に付けるべき資質・能力

情報化社会の進展により、様々な性に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童・生徒が性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにする指導が一層重視されます。児童・生徒が発達の段階に応じて性に関する正しい知識を身に付けることができるようにするとともに、児童・生徒が必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、健康な生活を実践できる資質・能力を育成することが大切です。

●学校の教育活動全体を通じて

性教育の内容は、体育科、保健体育科はもとより、家庭科、道徳科等の各教科、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動に関連する内容が多くあります。これらを相互に関連付けながら学校の教育活動全体を通じて行うことが必要です。

●集団指導と個別指導

児童・生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で教職員の共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮することが重要です。

●性教育の全体計画の作成

性教育を効果的に進めるためには、児童・生徒の発達の段階や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要です。

(2) 生活科

小学校	学校、家庭及び地域の生活に関する内容	(1) 学校と生活 (2) 家庭と生活 (3) 地域と生活
	自分自身の生活や成長に関する内容	(9) 自分の成長

(3) 社会科・公民科

中学校	A 私たちと現代社会		(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色
	B 私たちと経済		(2) 国民の生活と政府の役割
	C 私たちと政治		(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則
	D 私たちと国際社会の諸課題		(2) よりよい社会を目指して
高等学校	公共	A 公共の扉	(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方
	倫理	B 現代の諸課題と倫理	(1) 自然や科学技術に関わる諸問題と倫理

(4) 理科・生物

小学校	第4学年	生命	(1) 人の体のつくりと運動
	第5学年		(2) 動物の誕生
	第6学年		(1) 人の体のつくりと働き
中学校	第1学年	生命	(1) いろいろな生物とその共通点
	第2学年		(3) 生物の体のつくりと働き
	第3学年		(5) 生命の連続性
高等学校	生物基礎	生命	(1) 生物の特徴
	生物		(3) 遺伝情報の発現と発生

(5) 家庭科

中学校	A 家族・家庭生活		(1) 自分の成長と家族・家庭生活 (2) 幼児の生活と家族
高等学校	家庭基礎	A 人の一生と家族 ・家庭及び福祉	(1) 生涯の生活設計 (2) 青年期の自立と家族・家庭 (3) 子供の生活と保育
	家庭総合		(1) 生涯の生活設計 (2) 青年期の自立と家族・家庭及び社会 (3) 子供の生活と保育・福祉

(6) 体育科・保健体育科

小学校	第4学年	(2) 体の発育・発達	ア 知識 (ア) 体の発育・発達 (イ) 思春期の体の変化 (ウ) 体をよりよく発育・発達させるための生活 イ 思考力、判断力、表現力等 体がよりよく発育・発達するために、課題を見付け、その解決に向けて考え、それを表現すること。
	第5学年	(1) 心の健康	ア 知識及び技能 (ア) 心の発達 (イ) 心と体の密接な関係 (ウ) 不安や悩みへの対処

	第5学年		イ 思考力、判断力、表現力等 心の健康について、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること	
		(2) けがの防止	ア 知識及び技能 (ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止 イ 思考力、判断力、表現力等 けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。	
	第6学年	(3) 病気の予防	ア 知識及び技能 (イ) 病原体が主な要因となって起こる病気の予防	
			イ 思考力、判断力、表現力等 病気を予防するために、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。	
中学校	第1学年	(2) 心身の機能の発達と心の健康	ア 知識及び技能 (ア) 身体機能の発達 (イ) 生殖に関わる機能の成熟 (ウ) 精神機能の発達と自己形成 (イ) 欲求やストレスへの対処と心の健康 イ 思考力、判断力、表現力等 心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。	
			(3) 傷害の防止	ア 知識及び技能 (イ) 交通事故などによる傷害の防止 イ 思考力、判断力、表現力等 傷害の防止について、危険の予測やその回避方法を考え、それらを表現すること。
	第3学年	(1) 健康な生活と疾病の予防	ア 知識 (イ) 感染症の予防	
			イ 思考力、判断力、表現力等 健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。	
	高等学校	入学年次及びその次の年次	(1) 現代社会と健康	ア 知識 (イ) 現代の感染症とその予防 (イ) 精神疾患の予防と回復 イ 思考力、判断力、表現力等 現代社会と健康について、課題を発見し、健康や安全に関する原則や概念に着目して解決の方法を思考し判断するとともに、それらを表現すること。
				(3) 生涯を通じる健康



(7) 情報科

高等学校	社会と情報	(1) 情報社会の問題解決
------	-------	---------------

(8) 特別の教科 道徳

小学校・中学校	A 主として自分自身に関する事	[節度、節制] [個性の伸長]
	B 主として人との関わりに関する事	[友情、信頼] [相互理解、寛容]
	C 主として集団や社会との関わりに関する事	[家族愛、家庭生活の充実] [公正、公平、社会正義]
	D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事	[生命の尊さ]

(9) 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

・小学校・中学校 ・高等学校・中学校	目標を実現するにふさわしい探究活動	学校の実態に応じて、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、児童・生徒の興味・関心に基づく課題、職業や事故の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。
-----------------------	-------------------	--

(10) 特別活動

小学校	学級活動	(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	ア 基本的な生活習慣の形成 イ よりよい人間関係の形成 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
中学校	学級活動	(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成 イ 男女相互の理解と協力 ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応 エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
高等学校	ホームルーム活動	(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成 イ 男女相互の理解と協力 エ 青年期の悩みや課題とその解決 オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

## 2 学習指導要領に基づく指導の工夫

### (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現

児童・生徒の健康に関する資質・能力を育成するための学びの過程は、児童・生徒の実態や課題等により様々ですが、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の三つの学習・指導の改善・充実の視点に基づいて、以下のように整理することができます。

#### ● 「主体的な学び」の視点

「主体的な学び」は、健康の意義等を見直し、健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、それを考察するとともに学習を振り返り、課題を修正したり新たな課題を設定したりする学びの過程です。自他の健康の保持増進や回復を目指すための主体的な学習を重視します。

#### ● 「対話的な学び」の視点

「対話的な学び」は、健康についての課題の解決に向けて、児童・生徒が他者（書物等を含む。）との対話を通して、自己の思考を広げ、深めていく学びの過程です。自他の健康についての課題の解決を目指して、協働的な学習を重視します。

#### ● 「深い学び」の視点

「深い学び」は、自他の健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決する学びの過程です。自他の健康の保持増進を目指して、深い学びを重視します。

### (2) 教材や教育環境の充実

児童・生徒の多様なニーズ、興味や関心を踏まえ、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育成するためには、健康に関する課題解決的な学びの実現を目指し、教科書を含めた教材を工夫することが重要です。

また、児童・生徒が生涯を通じて自他の健康課題に適切に対応できるようにする観点から、ICT機器も含め教育環境の整備等を行うことが重要です。

### Ⅲ 学校における性教育の基本的な考え方

#### 1 性教育の意義

学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環であり、豊かな人間形成を目的に、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重などの根底を貫く精神である人間尊重の精神に基づいて行われる教育です。

このため、性教育は、人間の性を人格の基本的な部分として、生物的側面、心理的側面、社会的側面に加え、生命尊重から捉えるとともに、総合的に指導することが大切です。

学校は、全ての児童・生徒に対して、人間尊重や男女平等の精神の徹底を図り、性に関する基礎的・基本的な内容を、児童・生徒の発達段階に即して正しく理解できるようにするとともに、同性や異性との人間関係や今後の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう、組織的・計画的に指導する必要があります。

#### 2 性教育において育成を目指す資質・能力

性に関する知識及び技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体の発育・発達や、思春期の体の変化、生殖に関わる機能の成熟等について、発達の段階に応じて正しく理解する。また、性感染症について正しく理解し、予防や回復のための方法を習得する。</li> <li>・心や精神機能の発達、自己形成について理解し、不安や悩みに適切に対処することができる。</li> <li>・家族や社会の一員として必要な性に関する知識を習得するとともに、性に関する社会問題について理解する。</li> </ul>
性に関する思考力、判断力、表現力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい知識に基づいて性に関する課題の解決策を考え、よりよい方策を選択することができる。</li> <li>・心身の成長発達に伴う悩みや課題に気づき、解決策を工夫して、健康の保持増進を図ることができる。</li> <li>・周囲と関わりながら家族や社会の一員としての自己の役割を考えるとともに、直面する性の諸課題に対して適切な意思決定や行動選択ができる。</li> </ul>
学びに向かう力、人間性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の心身の成長発達を踏まえ、自己の性に対する認識を深め、課題を解決しながらよりよく生きていこうとする。</li> <li>・人間尊重、男女平等の精神に基づいて、性別等にかかわらず、多様な生き方を尊重し、互いに協力し合って豊かな人間関係を築こうとする。</li> </ul>

### 3 学校における性教育の内容

生命尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間は、他の生物と違って、単に生命を維持し種族を残すというだけでなく、人間としてどう生きるかという生命の尊さが問われること。</li> <li>・人間は、生まれながらに多様であり、全ての人間が人間として尊重されなければならないこと。</li> <li>・人間は誰もが人間としての生活を送る権利や幸福になる権利をもっていること</li> <li>・新しい生命が誕生することは、かけがえのない喜びであること。</li> </ul>
生物的側面 <sup>6</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女には、身体的、生理的な差異があること。</li> <li>・生殖に関わる仕組みと機能に関して正しく理解すること。</li> <li>・思春期になると、妊娠・出産が可能となるような成熟が始まること。</li> <li>・受精、妊娠、出産とそれに伴う健康面の課題を理解すること。</li> <li>・性と健康に関して、性感染症の予防などに留意すること。</li> </ul>
心理的側面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の性を肯定的に受容できるようにすること。</li> <li>・身体的、精神的な発達や変化によって、不安や悩みが生じること。</li> <li>・性ホルモンの分泌が活発となる思春期には、身体の内部環境が変化するため、情緒が不安定になること。</li> <li>・異性に対する関心が高まり、性衝動が発現すること。</li> <li>・性に関する心理的発達やそれによる不安や悩みについて理解し、個人的適応を図る必要があること。</li> <li>・男女の心理的特徴を理解する必要があること。</li> </ul>
社会的側面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間は様々な欲求や主張をもっており、互いに相手を認め合い尊重し合うためには、自分の欲求や主張を他人との関わりにおいて調整しなければならないこと。</li> <li>・人間関係のマナーやエチケットとして、時と場、年齢に応じて、相手や周囲の人に不安感や不快感を与えない行動が必要であること。</li> <li>・固定的な性役割観によって生じる性差別に気付くなど<sup>7</sup>、男女が人間として平等の立場で、互いの人格を尊重し合って生きていくことが大切であること。</li> <li>・異性との交際に関しては、適切な意思決定や行動選択の能力が必要であること</li> <li>・性情報への適切な対処や行動の選択が必要であること<sup>8</sup>。</li> <li>・妊娠、出産には社会的な課題を伴うことがあること。</li> <li>・家族計画を踏まえ、妊娠・出産・子育てを行うことが大切であること。</li> <li>・性には多様性があり、互いに尊重し合うことが大切であること</li> </ul>

<sup>6</sup> 人は生物的・心理的・社会的な存在であり、児童・生徒が発達し成長する際に、生物、心理、社会性の面から考えることが大切である。身体の病気を治療したり、感染症にならないように予防接種を受けたりするなどの身体面での対応だけでなく、児童・生徒の心を育て、必要な時には心理面から支援し、家庭生活や学校生活、社会との関わりに応じて支援するなど、児童・生徒への総合的な指導が必要である。

<sup>7</sup> 児童・生徒の発達段階に即して、家庭や学校、社会での性役割、固定的な性役割観の発生要因とそれによる性差別などの学習を通して、男女共同参画社会の実現を目指すよう指導する。

<sup>8</sup> 情報化社会における性情報の意義や価値について考えさせ、性情報を適切に取捨選択し、自己の成長発達に役立てる能力を身に付けることの大切さを理解できるようにする。

## IV 学校における性教育の進め方

### 1 学校における性教育の推進体制

学校の教育活動全体を通して性教育を実施するためには、性教育を推進するための校内体制を確立することが必要です。さらに、組織を効果的に機能させるためには、校務分掌に委員会等を設置し、役割分担を明確にすることが大切です。

#### (1) 性教育を推進するための組織の明確化

性教育を推進するための組織は、学校の規模や性に関する児童・生徒の実態等に応じて、単独で設置したり、関連する機能を併せもつ分掌組織としたりすることなどが考えられます。

効果的な組織運営が図られるようにするためには、校長、副校長、主幹教諭・指導教諭、養護教諭、教育相談担当者や、関係教科・学年の担当者等で、幅広く構成することが大切です。

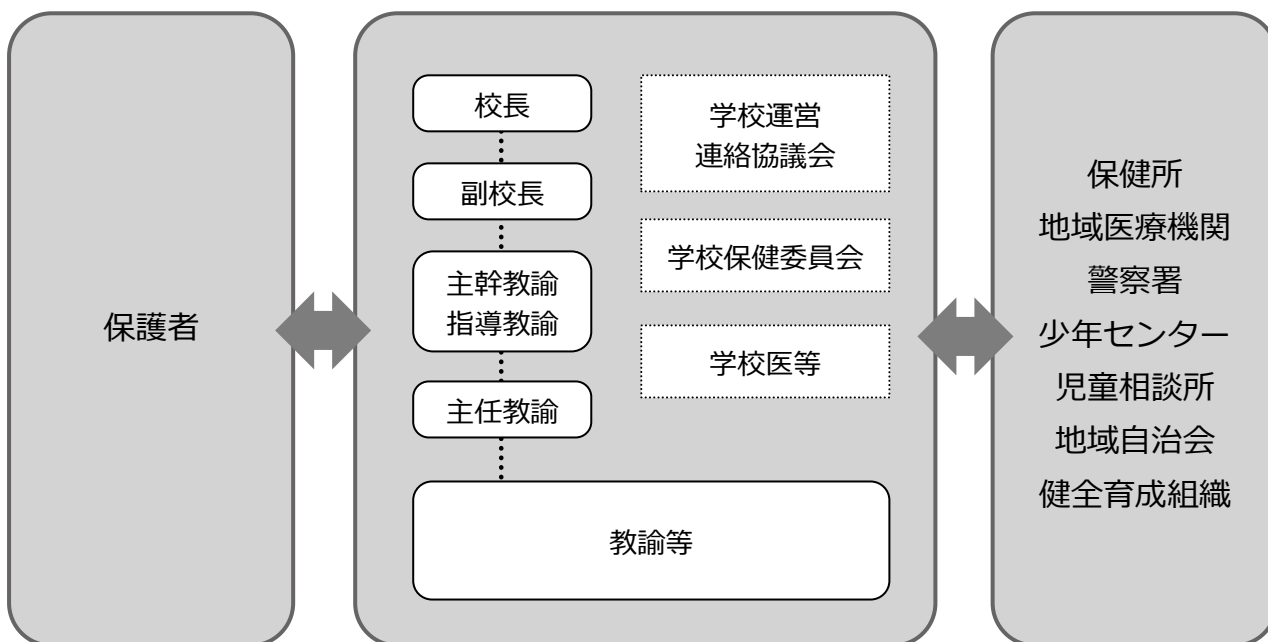
学校、家庭、地域が連携した性教育を推進するとともに、性被害や性的搾取も含め、性に関する問題の発生防止と解決を図るため、校内の相談体制を整備し、地域の関係機関等の支援や協力の下、校外組織と連携を図ることも大切です。

#### (2) 関係校務分掌組織との連絡・調整

性教育が効果的かつ円滑に行われるよう、校長、副校長、主幹教諭・指導教諭、養護教諭等は、関係校務分掌組織との連絡・調整を図ります。

特に、教務、生活指導、保健・安全などの校務分掌組織や、性教育に直接関わりの深い教科等の担当教員との連携を図ることが大切です。

#### 〈組織の構想例〉





## (3) 教職員の役割

学校において、性教育を適切かつ円滑に進めるためには、全教職員による共通認識と役割分担による協力が不可欠です。学校の規模や実態等の状況を踏まえて、職や分掌等に応じ、それぞれの役割を次のように捉え、性教育の推進を図ることが大切です。

校長・副校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長・副校長は、性教育の意義や自校の課題等について十分理解し、実施状況を把握するとともに、学校としての性教育の基本方針を明確にし、全校体制で推進を図る。</li> <li>・性教育の全体計画を定め、その内容を確認するとともに、計画に基づいて行われる指導内容を週ごとの指導計画等から把握し、教職員に対して適切に指導・助言を行う。</li> <li>・性教育の指導に効果的な教材・教具等を十分に把握し、適正な性教育の推進に努める。</li> <li>・家庭、地域、関係機関等との連携を図るための環境や条件等の整備を図るなどして、校内体制を整える。</li> </ul>
主幹教諭等 (教務主任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教務主任等は、性教育の推進に向けて、指導計画の立案や他の教育活動との調整を図るとともに、性教育の具体的な指導の内容・方法について指導・助言を行うなどして、推進役を務める。</li> <li>・校内の関係分掌との連絡・調整を図り、性教育の指導に必要な時間の確保や校内研修を企画・運営するなどして、全教職員の指導力の向上を図る。</li> </ul>
主幹教諭等 (生活指導主任・ 教育相談担当者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導主任・教育相談担当者は、性に関する児童・生徒の意識や行動等の状況を把握する。</li> <li>・性教育を推進する上で、集団を対象とした指導や個別の指導・相談活動等を通して、児童・生徒の望ましい意識や態度の育成に努める。</li> <li>・性に関わる問題行動等については、教職員の連携による指導・支援を適切に行う。</li> </ul>
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年主任は、指導計画に基づき、児童・生徒の発達の段階を踏まえた指導内容や適切な教材・教具等で性教育が適正かつ効果的に行われるよう、学級担任等との連絡・調整を図る。</li> <li>・学年通信や学年保護者会等を通じて、学校と家庭、保護者との相互理解による連携・協力が適切に行われるよう努める。</li> </ul>
保健主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健主任は、学校保健計画に基づく学校保健活動を推進する中で、児童・生徒の性に関する指導が適切に行われるよう努める。</li> <li>・学校保健委員会等を通じて、家庭や関係機関等と連携を図るとともに、性に関する情報等を教職員や家庭・地域に提供する。</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭は、専門性を生かして性教育の全体計画立案や教職員の研修内容等に積極的に関わり、校内における性教育の推進を支える。</li> <li>・保健室の機能を通じて得られた児童・生徒の性に関する様々な情報等を整理し、個別の指導に生かすことができるようにする。</li> <li>・健康相談において、児童・生徒の様々な性に関する意識や問題等を把握し、その背景を分析するとともに、問題解決のための支援や関係者との連携に努める。</li> </ul>

研究推進担当者 (研究主任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究推進担当者（研究主任）は、研修計画の中に性教育に関する内容を位置付ける等、研修・研究の工夫・改善に努める。</li> </ul>
学級担任・ ホームルーム担任・ 教科担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科担任やホームルーム担任（学級担任）は、担当する教科や学級において、指導計画に基づき、児童・生徒の発達段階に即した指導内容及び教材・教具により効果的な指導を行う。</li> <li>学校における性教育の方針やねらいに基づいて、効果的な指導を展開するように創意工夫を重ねる。</li> </ul>
その他（外部講師）	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校における性教育において、産婦人科医や助産師等の外部講師を招へいして授業を実施することは、学校としての指導のねらいを踏まえて行うことによって効果が高まる。外部講師を依頼する場合には、事前に十分な打合せを行う必要がある。</li> </ul>

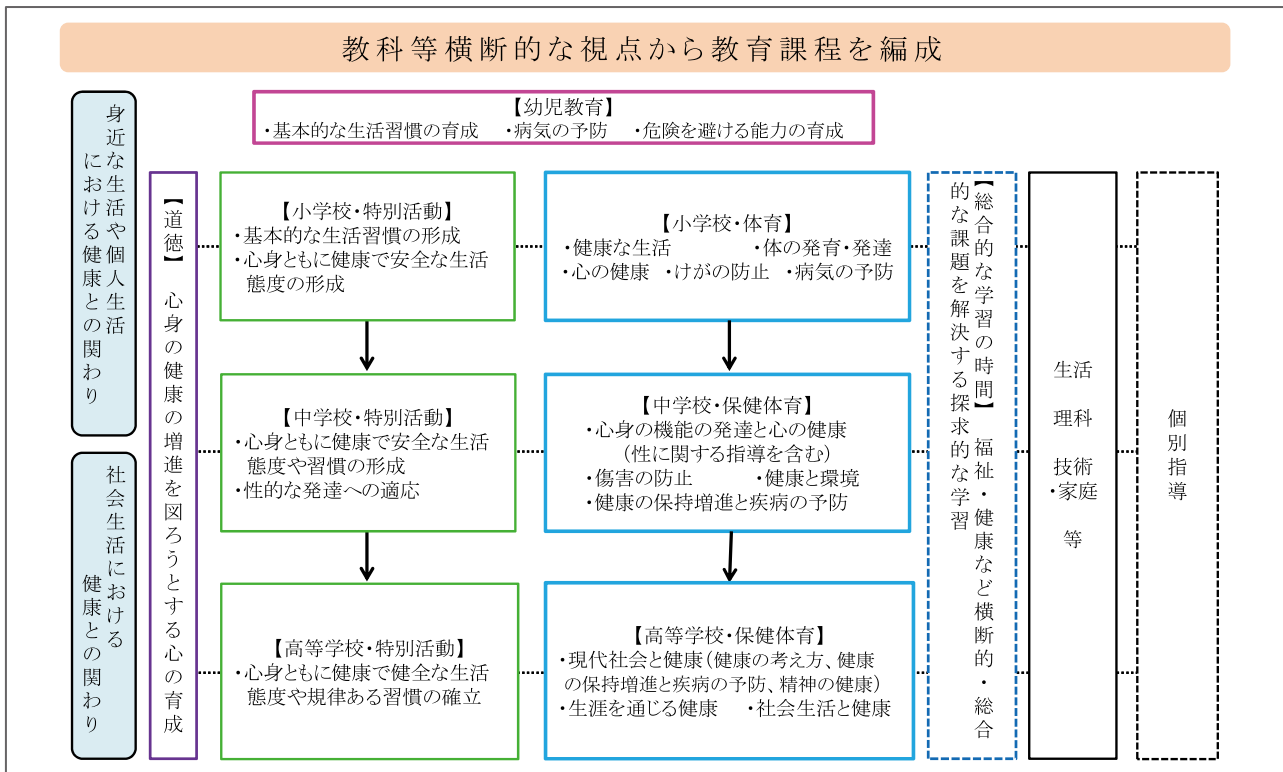
## 2 指導計画の作成

学校において行われる性教育は、各教科・科目、道徳科、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動において行われる集団的な場面で行う指導や援助と、性に関する健康相談等において行う個別的な指導に大別されます。主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図ることが重要です。また、学校全体で共通理解を図るためには、カリキュラム・マネジメントの視点に立った教科等横断的な性教育の全体計画や年間指導計画を作成することが必要です。

(全体計画の例)



## 〈心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ〉



（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について（答申）  
平成28年 中央教育審議会）

指導計画の作成・実施に当たっては、児童・生徒や学校の実態に応じて、以下の点を考慮し、具体的な取組を位置付けることが大切です。

	具体例
性教育の計画作成と実施状況の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性教育の全体計画、年間指導計画を作成するため、児童・生徒の発育・発達や、性に関する意識や行動の実態把握</li> <li>・ 指導計画の作成と教育課程への位置付け</li> <li>・ 実施状況の進行管理</li> <li>・ 性教育実施後の評価及び指導計画の修正・改善</li> </ul>
教職員の研究や研修のための計画立案と実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間の性への理解を深めることを目的とする研究や研修の立案と実施</li> <li>・ 効果的な指導方法の追究を目的とする研究や研修の立案と実施</li> <li>・ 教職員の共通認識を深めることを目的とする研修の立案と実施</li> <li>・ 専門的な講師を招へいするなどの性教育の校内研修の立案と実施</li> </ul>
指導のための環境・条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性教育に必要な資料、教材・教具等の収集・整備</li> <li>・ 教職員の理解や指導に役立つ実践事例の収集</li> <li>・ 児童・生徒の学習に役立つ資料や情報等の収集・整備</li> </ul>
家庭・地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校で把握した児童・生徒の性に関する意識や状況等の情報共有</li> <li>・ 学校の性教育の目的や目標、指導に当たっての方針や内容等の理解と協力</li> <li>・ 家庭や保護者からの意見や要望などの受止め</li> <li>・ P T Aが主催する性教育に関する研修等への支援</li> <li>・ 各種の性情報や地域の性に関わる環境の課題に対する話し合い</li> <li>・ 地域の自治組織や青少年の健全育成等に関わる各種の団体・組織、保健・医療機関、社会教育施設等との連携</li> </ul>



<p>相談活動の運営と協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性に関する相談体制は、関係教職員との連携を密にして教育相談室や保健室の機能を有効に活用</li> <li>・全教職員が健康相談を適切に行うことができるよう、研修や資料提供等を実施</li> <li>・児童・生徒が相談しやすい雰囲気づくり 〈相談内容の例〉</li> <li>・性に関する知識や情報</li> <li>・男女の人間関係</li> <li>・性に関する問題行動、逸脱行動</li> <li>・性に関わる被害状況・加害行為</li> <li>・性に関する不安、悩みや葛藤</li> </ul>
<p>資料等の作成と情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の実態把握のために役立つ調査や分析の方法、性教育の適切な実施に資する資料や情報等について、必要に応じて提供</li> </ul>
<p>教材・教具の選定・開発・保管等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に用いる教材・教具については、学習指導要領を踏まえ、児童・生徒の発達の段階に即し、効果的な学習に役立つものを整備</li> <li>・全教職員が使用しやすいように、保管場所を整備し、整理</li> <li>・教職員の指導用図書等は、児童・生徒が閲覧することのないよう十分に配慮し、適切に保管</li> </ul>

### 3 家庭・地域社会との連携

学校における性教育を実施するに当たっては、家庭・地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を得ることが大切です。

学校公開日等で授業を公開したり、学年だより等で情報の提供をしたりするなどして、性教育のねらいや学習内容を周知し、保護者や地域の理解を得た上で実施します。

#### <家庭との連携>

- 各種の便り等による情報提供・啓発活動
- 保護者の意識調査の実施
- 文化祭等の行事での取組
- 授業参観の実施
- 保護者会、学級懇談会等における性の問題の提示
- 保護者向け講演会の実施
- 学校保健委員会での取組の充実

#### <地域社会との連携>

- P T A主催による地域住民を対象とした家庭教育学級の開催
- 地域のコミュニティセンターと連携した事業への協力
- 青少年対策委員会等と連携した性に関する地域情報の収集
- 地域医療機関や保健所等との連携
- 学校運営連絡協議会での連携

## 4 性教育を進める上での留意点

### (1) 特別な配慮を必要とする児童・生徒への指導

特別な配慮を要する児童・生徒への指導について、学習指導要領には以下のように示されています。中学校、高等学校の学習指導要領においても、同様の内容が示されています。

【小学校学習指導要領（平成29年3月 第1章 総則 第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導）】

#### (1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(イ) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

#### (2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

#### (3) 不登校児童への配慮

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

中学校では、これらに加えて以下に該当する生徒についても配慮が必要です。

【中学校学習指導要領（平成29年3月） 第1章 総則 第4の2 特別な配慮を必要とする生徒への指導】

(4) 学齢を経過した者への配慮

- ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。
- イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

(2) 指導に当たっての留意点

- 性教育に関して使用する用語は、必ずしもその意味が共通認識されないままに使用されるという状況があります。特に新たな表記や外来語などについては、その意味を確かめる必要があります。なお、児童・生徒の状況に応じ、表現方法に配慮して指導します。
- 児童・生徒の身体的・精神的発達や性的成熟には個人差があり、性に関する情報についてもその質や量の入手に差異があるため、これらの個人差等に十分配慮する必要があります。児童・生徒が自らの課題を解決しようとする学習にあっては、発達の段階に即した適切な情報を提供します。
- 性的指向・性自認や宗教等に配慮し、児童・生徒や保護者の理解を得ながら支援を進めることが重要です。
- 性教育においては、教職員と児童・生徒及び保護者との信頼関係は不可欠であり、その確立に努める必要があります。

(3) 学習指導要領に示されていない内容を含む指導

- 在籍する児童・生徒の状況から校長が判断し、学習指導要領に示されていない内容を指導する必要がある場合には、事前に学習指導案を保護者全員に説明し、保護者の理解・了解を得た児童・生徒を対象に個別指導（グループなど同時指導も可）を実施することなどが考えられます。

(4) 性教育において使用する教材・教具についての考え方

- 東京都教育委員会は、学校において使用する補助教材等について、「東京都立学校の管理運営に関する規則」により、以下のように定めています。

(教材の選定)

第18条

学校は教材を使用する場合、第14条により編成する教育課程に準拠しかつ、次の各号の要件を具えるものを選定するものとする。

- 1 内容が正確中正であること。
- 2 学習の進度に即応していること。
- 3 表現が正確適切であること。

(5) 性の指導に関する連絡・相談先

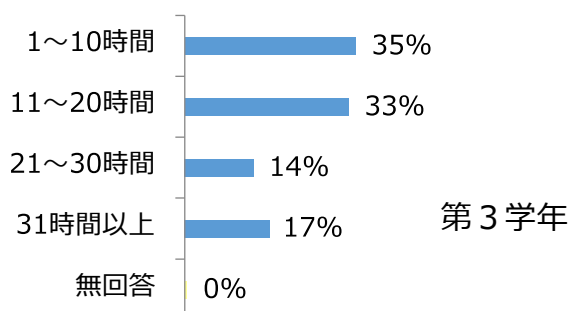
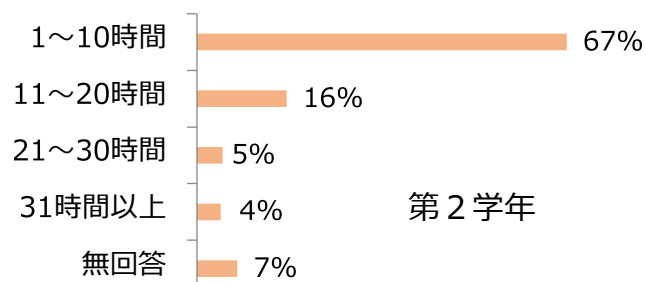
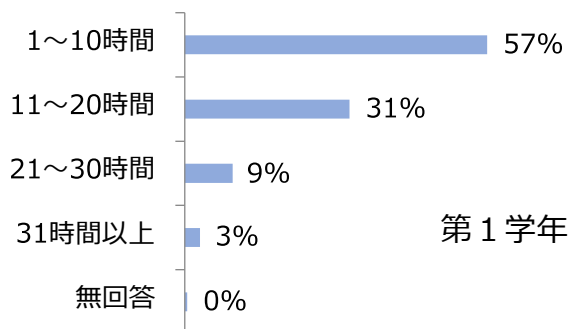
- 東京都教育相談センター  
児童・生徒からの相談…教育相談一般 [0120-53-8288](tel:0120-53-8288) (24時間 365日受付)  
教職員等からの相談…児童・生徒の理解や対応等に関する相談 [03-3360-4160](tel:03-3360-4160)
- 警視庁ヤング・テレフォン・コーナー…未成年の非行防止や健全育成にかかわる相談  
[03-3580-4970](tel:03-3580-4970) (24時間 365日受付)
- 東京都こたエール…ネット・ケータイのトラブル相談  
[0120-1-78302](tel:0120-1-78302) (月～土曜日 午後3時から午後9時まで ※祝日は除く)
- 東京都 妊娠相談ほっとライン…妊娠や出産の悩みに関する相談  
[03-5339-1133](tel:03-5339-1133) (月～日曜日 午前10時から午後10時まで ※元日はお休み)

## V 性教育（中学校）の実施状況調査結果

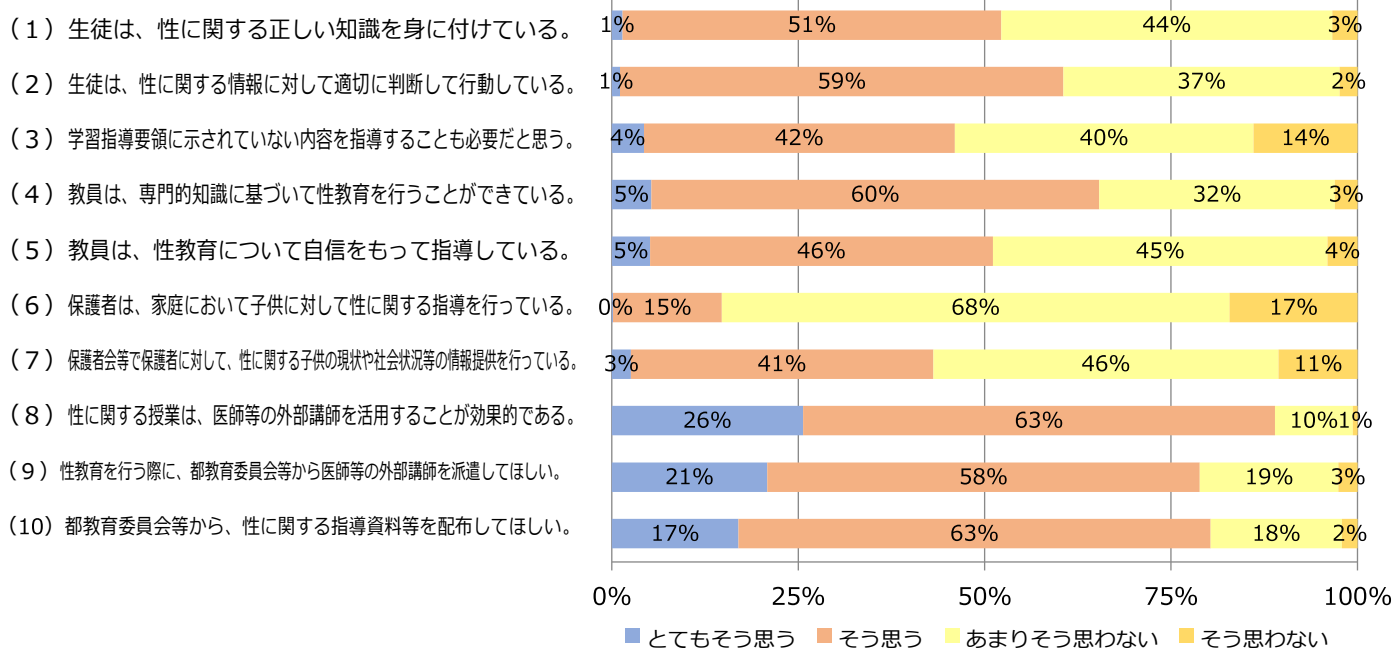
- 調査対象：都内全公立中学校等（624校） ●回答者：校長
- 実施時期：平成30年8月3日から同月23日まで

### 1 平成30年度 性教育の教育課程上の位置付け（各学年・各教科等の年間授業時数）

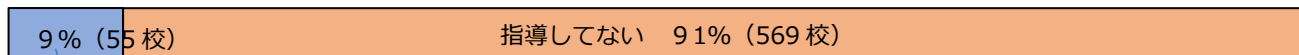
○年間授業時数



### 2 性教育に関する状況（管理職の意識調査）

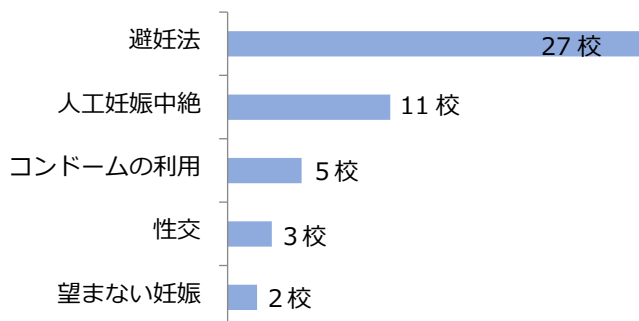


### 3 避妊法や人工妊娠中絶等、中学校学習指導要領に示されていない内容の授業での指導

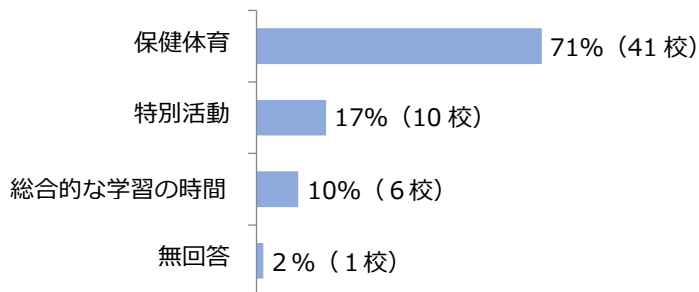


指導している (する予定である)

#### ○指導している主な内容 (自由記述から)

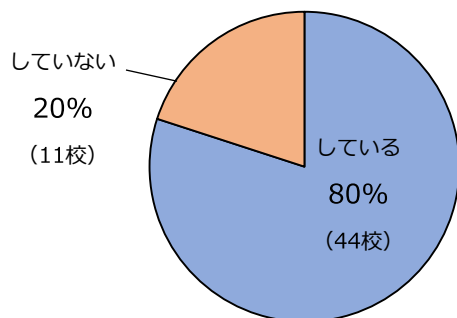


#### ○教育課程上の位置付け (複数回答)

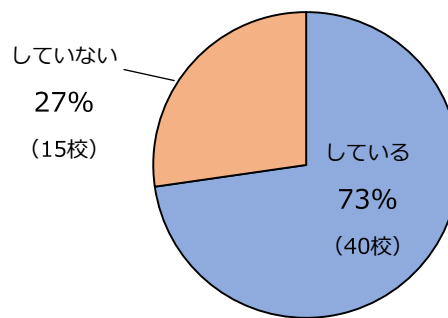


#### ○生徒や保護者への事前の周知

<生徒に対して>



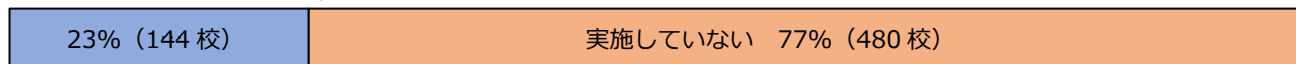
<保護者に対して>



#### ○授業で指導している理由 (自由記述 抜粋)

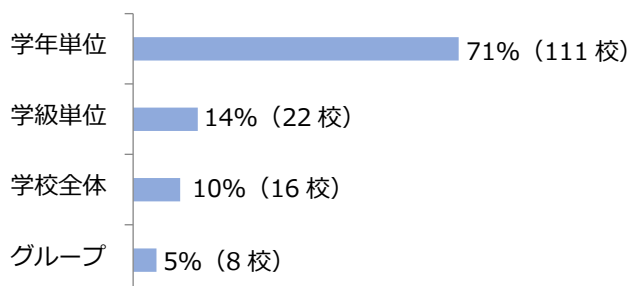
- ・情報化社会の進展により、様々な情報が氾濫している状況で、情報を選択するための正しい知識を身に付けさせることが必要なため。
- ・性感染症を教える中で、知っておいた方がよいため。
- ・命の大切さを知り、望まない妊娠をさせないため。 など

### 4 平成30年度 性教育に関する外部講師の活用状況

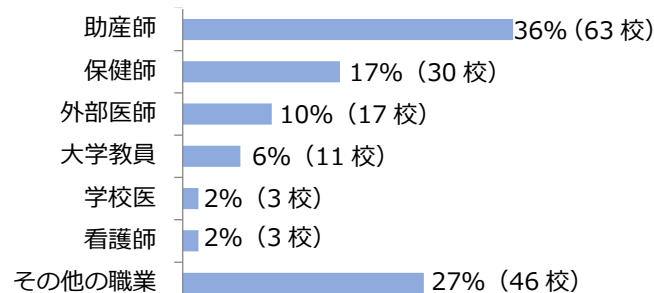


実施している

#### ○外部講師の指導形態 (複数回答)



#### ○外部講師の職業 (複数回答)



※本調査結果のパーセント表示は小数第一位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。



## VI 産婦人科医等(外部講師)による授業の実施

平成30年8月に性教育(中学校)実施状況調査を実施し、「2 性教育に関する状況(管理職の意識調査)」において、「性に関する授業は、医師等の外部講師を活用することが効果的である」と回答した校長が89%、「性教育を行う際に、都教育委員会から医師等の外部講師を派遣してほしい」と回答した校長は79%でした。

この調査結果から、産婦人科医等(外部講師)によるモデル授業を実施し、その効果を検証することとしました。本手引には、実施に向けた手順例、実施に向けた留意点、保護者会等で配布する通知例、学習指導案、授業後に行った生徒対象のアンケート結果を掲載しています。

### 1 実施に向けた手順例

#### (1) 前年度

- ・医師会等へ講師の派遣を依頼する。

#### (2) 実施3か月前

- ・外部講師と授業内容について打合せを行う。
- ・PTA役員等へ周知する。

#### (3) 実施1か月前

- ・学習指導要領に示されていない内容を含む授業を実施する場合には、保護者会等で通知文等を配布し、学習指導案を保護者全員に説明して、理解・了解を得る。

※次ページ以降に配布例を掲載

#### (4) 授業後

- ・生徒、参観した保護者、教員へのアンケートを実施する。
- ・個別指導が必要な生徒に対して、養護教諭等と連携してカウンセリングを実施する。

### 2 実施に向けた留意点

- ・全校又は学年単位で実施するかなどについて、学校の実情に応じて検討する。
- ・授業形態として、授業担当教員や養護教諭等とのティーム・ティーチングが望ましい。
- ・公開授業として位置付け、保護者等の参観を募る。

## 3 保護者会等で配布する通知例

〇〇年〇月〇日

第〇学年保護者の皆様

〇〇立〇〇中学校

校長 〇〇 〇〇

## 性教育の実施について

〇〇の候、保護者の皆様には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本校生徒の実態や社会的背景等を踏まえ、下記のとおり、産婦人科医を講師とした授業を実施することとしました。

本授業は、教科「保健体育（保健分野）」において、本来高等学校で取り扱う内容である「避妊法」「人工妊娠中絶」を取り上げ、発展的な学習として実施します。

つきましては、保護者の皆様には、本授業の趣旨及び学習内容・方法について御理解いただくとともに、お子様の本授業への参加について御協力いただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 日 時 〇〇年〇月〇日（〇）第〇校時（〇時〇分から〇時〇分まで）
- 2 会 場 〇〇〇〇
- 3 担当教員等 〇〇〇〇、外部講師〇〇〇〇
- 4 授業内容 エイズ及び性感染症の予防
- 5 そ の 他
  - ・学習内容（別紙①）を御確認の上、御不安なことなどがある場合は、別紙②の授業を受けることも可能となっております。
  - ・分からないことや心配なことなどがありましたら、校長又は保健体育科教員まで御相談ください。
  - ・当日は、授業公開となっております。御参観いただき、お気付きのことや感想をお伝えいただくと幸いです。

〔連絡先〕 〇〇〇〇中学校

（電話） 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

別紙①

ア 学習指導要領に示されていない内容を含む授業の流れ（例）

・本時の目標

人間尊重の精神に基づき、自分や相手、命を大切にするための行動を考える。

・本時の展開

	学習活動	○指導上の留意点・配慮事項
導入 7分	1 本時のねらいを知る。(T 1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分たちが今ここにいるのはなぜか、命の大切さを考えさせる。</li> <li>○人間の尊厳について理解させ、自分の生き方を確認させる。</li> <li>○生徒一人一人が命の大切さや自己がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを確認する。</li> </ul>
展開 35分	2 思春期の体の変化について理解する。(T 2)  3 性的関心の高まりと異性の尊重や家族計画について理解する。(T 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○思春期には、性腺刺激ホルモンの働きにより、生殖機能が発達することから、射精や月経が見られ、妊娠が可能となることを理解させる。</li> <li>○避妊法としてコンドーム、ピルに触れ、ピルは女性の体調管理のためにも使用することに触れる。</li> <li>○母体保護法や、人工妊娠中絶による心と体への影響について理解させる。</li> <li>○避妊は、女性や子供の健康を守ることにもつながることを理解させる。</li> <li>○性情報への対処など、適切な態度や行動選択が必要となることを理解させる。</li> </ul>
まとめ 8分	4 人間としての生き方を考えさせ、全ての人間が人間として尊重されなければならないことを知る。(T 1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困ったときには、迷わず近くの人に相談するように伝える。</li> <li>○家族計画を踏まえた今後の人生設計について話し合わせ、発表させる。</li> <li>○全ての人間が人間として尊重されなければならないことを考え、互いの人権を尊重し合うとともに「思いやりの心」と「かけがえのない命」を大切にすることを実感できるようにする。</li> <li>○人間としての生き方を考えさせ、命の大切さについて理解させる。</li> </ul>

(授業者… T 1 : 保健体育科教員等、 T 2 : 産婦人科医等)



別紙②

イ 学習指導要領に基づく授業の流れ（例）

- ・ 本時の目標  
人間尊重の精神に基づき、自分や相手、命を大切にするための行動を考える。
- ・ 本時の展開

	学習活動	○指導上の留意点・配慮事項
導入 7分	1 本時のねらいを知る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分たちが今ここにいるのはなぜか、命の大切さを考えさせる。</li> <li>○人間の尊厳について理解させ、自分の生き方を確認させる。</li> <li>○生徒一人一人が命の大切さや自己がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを確認する。</li> </ul>
展開 35分	2 思春期の体の変化について理解する。  3 性的関心の高まりと異性の尊重について考え、発表し合う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女の生殖機能の発達について、整理させる。</li> <li>○思春期には、性腺刺激ホルモンの働きにより、生殖機能が発達することから、射精や月経が見られ、妊娠が可能となることを理解させる。</li> <li>○思春期には、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応して性衝動が生じたり、異性への関心などが高まったりすることを理解させる。</li> <li>○異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解させ、適切な行動の選択について話し合わせ、発表させる。</li> </ul>
まとめ 8分	4 人間としての生き方を考えさせ、全ての人間が人間として尊重されなければならないことを知る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困ったときには、迷わず近くの人に相談するように伝える。</li> <li>○全ての人間が人間として尊重されなければならないことを考え、互いの人権を尊重し合うとともに「思いやりの心」と「かけがえのない命」を大切にすることを実感できるようにする。</li> <li>○人間としての生き方を考えさせ、命の大切さについて理解させる。</li> </ul>

(授業者… T 1 : 保健体育科教員等)

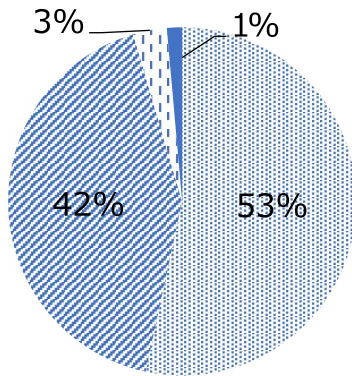
#### 4 授業後の生徒・保護者アンケート結果

##### (1) 授業後の生徒アンケート結果

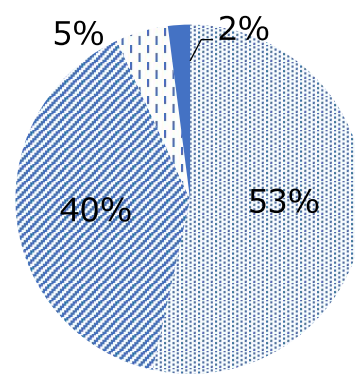
ア 調査対象：中学生 639 名

イ 実施時期：平成 30 年 11 月 10 日から平成31年 1 月30日まで

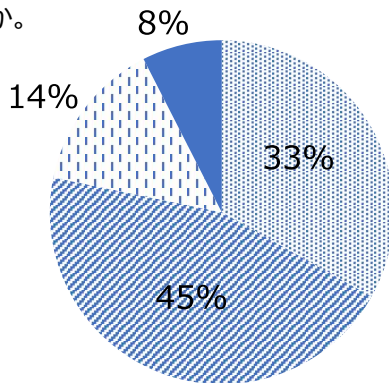
①本日の授業の内容は、分かりやすかったですか。



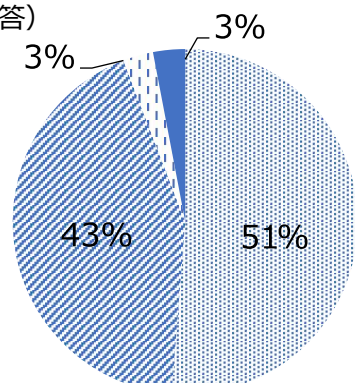
②専門家による説明は、効果的でしたか。



③今後も、医師等の専門家による授業を受けたいですか。

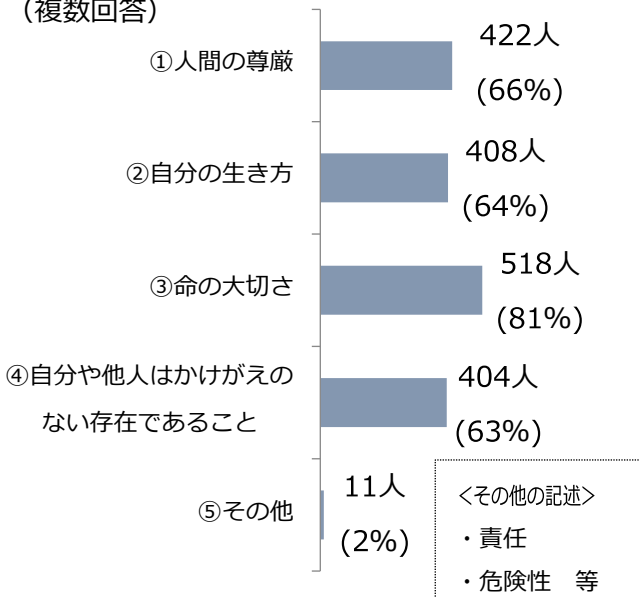


④本日の授業の内容は、今後役に立つと思いますか。  
(複数回答)

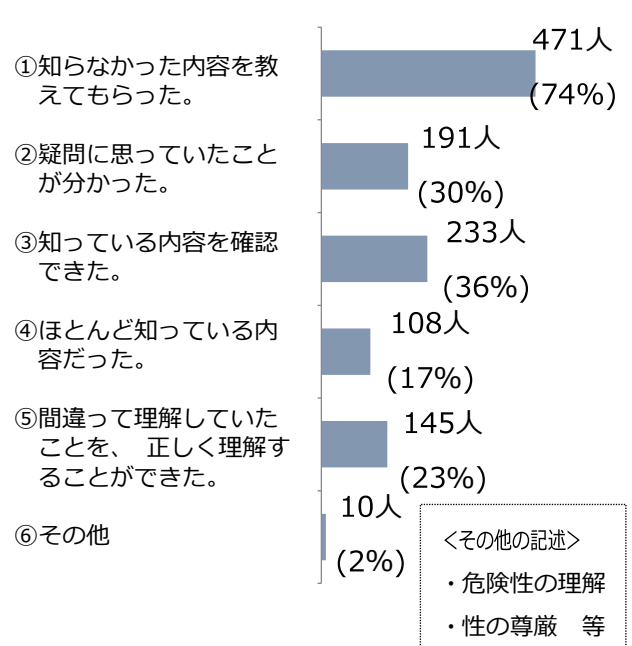


■ とても思う ■ そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない

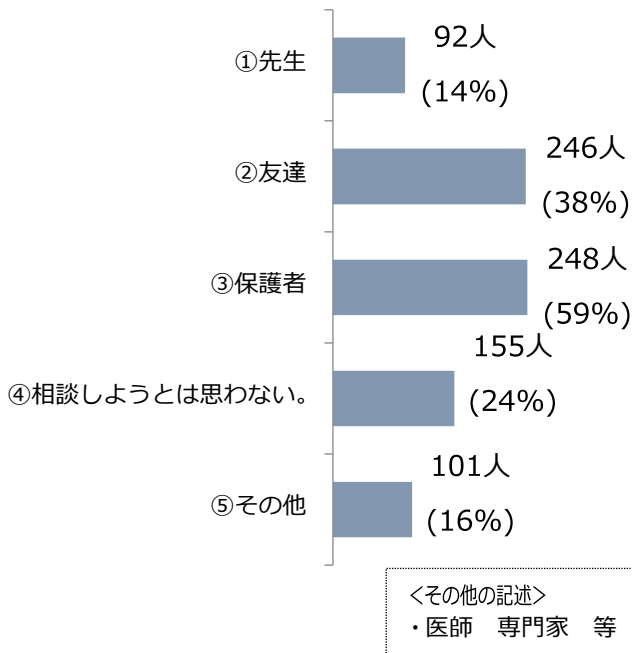
⑤本日の授業の目的は次の4つです。この中で理解したことについて○を付けてください。  
(複数回答)



⑥本日の学習内容について、どのように考えましたか。  
(複数回答)



⑦性に関することは、誰に相談しようと思いますか。  
(複数回答)



※本調査結果のパーセント表示は小数第一位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

⑧授業後の生徒の感想 (自由記述・抜粋)

- ・内容がとても分かりやすく、間違って理解していたことを正しく理解できた。
  - ・ニュースなどで性に対しての事件など多く見てきたので、今回の授業を通して正しい知識を身に付けることができた。
  - ・日常生活の中で命を大切にしていることを教えていただき共感することができた。
  - ・今後、性に関わっていく中で、深く考えさせられる内容だった。命の重さ、産まれることの奇跡を実感した。
  - ・命の重さ、尊さを皆が理解し、性に関する生き方に真剣に向き合うべきだと感じた。
  - ・だいたい分かっていると思っていたけど、全然知らないことばかりだった。
  - ・性について恥ずかしいという気持ちはなくなった。
- 等

## (2) 授業後の保護者アンケート結果

ア 調査対象：保護者 27 名

イ 実施時期：平成 30 年 11 月 10 日から平成31年 1 月30日まで

○授業後の保護者の感想 (自由記述・抜粋)

- ・家庭では、あまり性について話すことがないため、今回の授業を話題にして少しでも話しをしたい。
  - ・妊娠することの重み、命の尊さが良く伝わってきた。
  - ・中学生のうちに授業で習うことはとても大切だと思う。
  - ・軽はずみな行為を慎む一方で、適切に行動できる方法を知っておくことは大事だと思う。
- 等

## VII 参考資料

### 1 「生命尊重」の指導

#### (1) 学習指導要領の位置付け

学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環であり、豊かな人間形成を目的に、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重などの根底を貫く精神である人間尊重の精神に基づいて行うことが重要です。

学習指導要領では、例えば、小・中学校の道徳科において、「生命尊重」に関する指導の要点が示されています。また、高等学校の公民「倫理」においても、「人間尊重の精神」が目標で位置付けられています。性教育は、各教科等の関連を図りながら、発達段階に応じて、生命尊重の視点で授業を実施することが大切です。

#### 【小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編（平成 29 年 7 月）抜粋】

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること  
19 生命の尊さ

〔第 1 学年及び第 2 学年〕

生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。

〔第 3 学年及び第 4 学年〕

生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。

〔第 5 学年及び第 6 学年〕

生命が多く生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。

#### (2) 指導の要点

##### ■ 第 1 学年及び第 2 学年

この段階においては、生命の尊さを知的に理解するというより、日々の生活経験の中で生きていることのすばらしさを感じ取ることが中心になる。例えば、「体にはぬくもりがあり、心臓の鼓動が規則的に続いている」「夜はぐっすり眠り、朝は元気に起きられる」「おいしく朝食が食べられる」「学校に来てみんなと楽しく学習や生活ができる」などが考えられる。

指導に当たっては、これらの当たり前なことで見過ごしがちな「生きている証」を実感させたい。また、自分の誕生を心待ちにしていた家族の思いや、自分の生命に対して愛情をもって育ててきた家族の思いに気付くなど、自分の生命そのもののかけがえのなさに気付けるようにすることが大切である。そのことを喜び、すばらしいことと感ずることによって、生命の大切さを自覚できるようにすることが求められる。

##### ■ 第 3 学年及び第 4 学年

この段階においては、現実性をもって死を理解できるようになる。そのため、特にこの時期に生命の尊さを感じ得るように指導することが必要である。例えば、病気やけがをしたときの様子等から、一つしかない生命の尊さを知ったり、今ある自分の生命は、遠い先代から受け継がれてきたものであるという不思議さや雄大さに気付いたりする視点も考えられる。

指導に当たっては、生命は唯一無二であることや、自分一人のものではなく多くの人々の支えによって守り、育てられている尊いものであることについて考えたり、与えられた生命を一生懸命に生きることのすばらしさについて考えたりすることが大切である。あわせて、自分と同様に生命あるもの全てを尊いものとして大切にしようとする心情や態度を育てることが求められる。

### ■ 第5学年及び6学年

この段階においては、個々の生命が互いを尊重し、つながりの中にあるすばらしさを考え、生命のかけがえのなさについて理解を深めるとともに、生死や生き方に関わる生命の尊厳など、生命に対する畏敬の念を育てることが大切である。また、様々な人々の精神的なつながりや支え合いの中で一人一人の生命が生まれ存在すること、生命が宿る神秘、祖先から祖父母、父母、そして自分、さらに、自分から子供、孫へと受け継がれていく生命のつながりをより深く理解できるようになる。

指導に当たっては、家族や仲間とのつながりの中で共に生きることのすばらしさ、生命の誕生から死に至るまでの過程、人間の誕生の喜びや死の重さ、限りある生命を懸命に生きることの尊さ、生きることの意義を追い求める高尚さ、生命を救い守り抜こうとする人間の姿の尊さなど、様々な側面から生命のかけがえのなさを自覚し生命を尊重する心情や態度を育むことができるようにすることが求められる。

## 【中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編（平成29年7月）抜粋】

### D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること 19 生命の尊さ

生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。

#### ■ 指導の要点

中学校の段階では、入学して間もない時期には、小学校段階からの生命のかけがえのなさについての理解を一層深めるとともに、人間の生命の有限性だけでなく連続性を考えることができるようになっていく。学年が上がるにつれて、生命について、連続性や有限性だけでなく、自分が今ここにいることの不思議（偶然性）、社会的関係性や自然界における他の生命との関係性などの側面からより多面的・多角的に捉え、考えさせ、生命の尊さを理解できるようになり、かけがえのない生命を尊重することについてより深く学ぶことができるようになる。

指導に当たっては、まず、人間の生命のみならず身近な動植物をはじめ生きとし生けるものの生命の尊さに気付かせ、生命あるものは互いに支え合って生き、生かされていることに感謝の念をもつよう指導することが重要な課題となる。例えば、それぞれの生命体が唯一無二の存在であること、しかもそれらは全て生きているということにおいて共通であるということ、自分が今ここにいることの不思議（偶然性）、生命にいつか終わりがあること、その消滅は不可逆的で取り返しがつかないこと（有限性）、生命はずっとつながっていると同時に関わりあっていること（連続性）、生命体の組織や生命維持の仕組みの不思議などを手掛かりに改めて考えさせることができる。そうした学習を通して、自らの生命の大切さを深く自覚させるとともに、他の生命を尊重する態度を身に付けさせることが大切である。

さらに、理科や保健体育、技術・家庭などの他教科等での学習も踏まえつつ、生命倫理に関わる現代的な課題を取り上げ、話し合い、多様な考えを交流することにより、生命とは何か、その尊さを守るためにはどのように考えていったらよいかなど、生命尊重への学びをより深めることもできる。

## 【高等学校学習指導要領 公民 倫理（平成30年3月）抜粋】

### 第2 倫理

#### 1 目標

人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、広い視野に立ち、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。



- (1) 古今東西の幅広い知的蓄積を通して、現代の諸課題を捉え、より深く思索するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、人間としての在り方生き方に関わる情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 自立した人間として他者と共によりよく生きる自己の生き方についてより深く思索する力や、現代の倫理的諸課題を解決するために倫理に関する概念や理論などを活用して、論理的に思考し、思索を深め、説明したり対話したりする力を養う。
- (3) 人間としての在り方生き方に関わる事象や課題について主体的に追究したり、他者と共によりよく生きる自己を形成しようとしたりする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察やより深い思索を通して涵養される、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深める。

(2) 「生命尊重」の教材

学校において行われる性教育は、各教科・科目、道徳科、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動において指導を行い、学校の教育活動全体で共通理解を図ることが重要です。

また、学校全体で共通理解を図るためには、カリキュラム・マネジメントの視点に立った教科等横断的な指導が求められます。

「生命尊重」の指導についても、各教科等への指導に生かせるよう、以下に具体的な教材例を示します。

生命の誕生と死

あんなに元気だった祖父が、息もせず、静かに眠っている。いつもそばにいた大切な人が、もう二度と、笑顔を見せたり、私に話し掛けたりしないことが、とても信じられない。たたくさんの人の涙、それは祖父が、たたくさん愛されていたからだと思う。誰かが、「もっどー」って、いろいろな話をしたかった。私は、身近な人の死に接して初めて生命のかけがえのなさを知った。

おばさんと、生まれたばかりの赤ちゃんが私の家に来てくれた。赤ちゃんはここにこと笑ってとてもかわいい。おばさんの話を聞くと、夜泣き出すことも多いようで、赤ちゃんを抱いてみると、ずっしりと重くて、温かい。言葉にならない声を発したり、手足を動かしたり、もういろいろな感情があるようだ。生まれたばかりの頃は、私もこんなふうだったのかと、不思議な気持ちになった。

広く高い空を見上げ  
果てしない宇宙を想像してみる  
自分は何と小さい存在なのだろう  
しかし  
ここに立つ私は「私」しかない  
満天の星を仰ぎ  
悠久の時の流れを感じる  
自分は何とほかない存在なのだろう  
しかし  
ここにいる私は「私」ではない  
果てしない宇宙にあっても  
はるか氷結の時の中にあっても  
この私は  
ただ一つの存在、二つとない存在  
一人一人のかけがえのない生命を  
尊重し合って生きていきたい

① かけがえのない自他の生命を尊重して

● これまでの生活を振り返って、生命のかけがえのなさについて感じたことを書いてみよう。

出典：私たちの道徳 中学校（文部科学省）

## 2 性同一性障害等に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応について

(「人権教育プログラム(学校教育編)」(東京都教育委員会 平成31年3月)から)

P165・P166

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について(平成27年4月30日児童生徒課長通知)(抄)(文部科学省)

(1)性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

①学校における支援体制について

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談(入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。)を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」(校内)やケース会議(校外)等を適時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

②医療機関との連携について

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

③学校生活の各場面での支援について

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。
- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

④卒業証明書等について

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

⑤当事者である児童生徒の保護者との関係について

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

## ⑥教育委員会等による支援について

●教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。

●性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

## ⑦その他留意点について

●以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

## (2)性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

●学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。

●教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。

●性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられること。

●教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。